

# 利用の手引き

令和7年4月1日

鹿児島県歴史・美術センター黎明館  
〒892-0853 鹿児島市城山町7番2号  
Tel 099-222-5100 Fax 099-222-5143

## 使用許可申請

- 特別展示室の使用を希望する場合は、使用する日の6か月前から3か月前までに、所定の「施設使用許可申請書」により、電子申請または申請用紙にて申請してください。電子申請には電話による事前の確認が必要です。申請用紙は3階学芸課にあります。
- 特別展示室の仮予約の申請は、使用する日の前年度の4月1日（休館日の場合は翌日）より可能です。ただし、必要に応じて調整させていただく場合があります。
- ※ 日程の変更や取消をする場合は、速やかに申し出てください。
- ※ 申請の際、展覧会の開催要項、展示目録、応募要領等を添えて提出してください。
- ※ 展覧会の応募要領等を作成する場合は、搬入・搬出日程等について、あらかじめ学芸課と協議してください。

## 使用料

- 使用料は次のとおりです。

区 分	1日の使用料	適 要
第1特別展示室	30,740円	595㎡ 壁面延長最大250m 天井高3.9m
第2特別展示室	30,740円	579㎡ 壁面延長最大250m 天井高3.9m
第3特別展示室	15,490円	343㎡ 壁面延長最大120m 天井高3.9m

- 使用料は前納制です。「施設使用許可書」の交付後に、納付書により納入期限までに納めてください。なお、納付された使用料は、使用をキャンセルした場合でも、原則として返金できません。
- 会期中の休館日については、使用料を免除します。ただし、休館日に搬入、搬出、展示、撤収などの作業を行う場合や臨時開館に合わせて開場する場合は、使用料が必要です。

## 展示室の利用

- 利用日1日目に防災センターに「使用許可書」と「使用料の領収書」（いずれも原本）を提示し、鍵を受け取ってください。
- ※ 書類の提示がないと鍵をお渡しできませんので、忘れずに御準備ください。
- ※ 鍵の受取は午前8時45分からです。返却は原則として午後6時15分までに行ってください。
- 各特別展示室には、展示準備室がありますので控室として御利用ください。ただし、第2・3特別展示室の準備室は共用です。展示準備室内での飲食は可能ですが、その他の場所での飲食は禁止です。

- 会期中の会場の開場と閉場は、原則として黎明館の開館時間に準じてください。  
開館時間 午前9時～午後6時（入館は午後5時30分まで）
- 会期初日に開会式や展示作業等により開場が遅れる場合は、事前に申し出てください。
- 会期の最終日に撤収作業を行う場合は、搬出を午後6時までに完了するよう展示の終了時刻を調整してください。なお、その場合展示終了は午後4時を推奨しています。
- 会期の初日には、「来客用の駐車印セット」及び「終了届」の用紙を学芸課で受け取ってください。
- 会期の終了後に「来客用の駐車印セット」を返却し、「終了届」を提出してください。なお、会期が月を跨ぐ場合は、「終了届」を利用月の末日と最終日に「終了届」を提出してください。
- 使用後は、第1特別展示室については使用したスポットライトをすべて撤去し、第2・3特別展示室についてはスポットライトをすべて天井に吊るし、室内を清掃して、使用前と同じ状態に原状復帰してください。

### 注意事項

- 特別展示室は、展示、観覧及びこれに付随する展示解説、ワークショップ等にのみ利用できます。
- 避難誘導灯、非常口及び消火栓、空調監視口等塞がないよう留意するとともに、館の指示に従ってください。
- 利用許可を受けた日以外に、展示物等を保管したり、預かったりすることはできません。
- 観覧券の発売や展示品の安全管理、その他の事故防止等については、主催者の責任において対応してください。

### 禁止事項

- 物品販売を行う場合は 必ず事前の許可を得た上で、あらかじめ定められたスペース内で行ってください。飲食物の販売は密封されたもののみとし、観覧者が展示場内で開封することのないよう場内管理をしてください。
- 展示室内外にかかわらず、展示資料の販売はできません。
- 展示室内への『水・生花・植木』などの持ち込み及び展示は、『湿度の変化、カビ・虫の発生』などの危険性から、禁止です。
- 開催期間、観覧者から「生花」などをもらった場合は受付に置き、その日ごとに持ち帰りください。（展示室内には絶対に入れないこと。）
- 展示作業時を含め展示室内での飲食は禁止です。飲食は展示準備室など指定された場所で行ってください。（茶会を催される方は、茶室を御利用ください。）
- 展示室及び展示準備室を含めて、館内は禁煙です。

### その他

- 黎明館の休館日
  - 1 月曜日（祝日の場合は翌平日）
  - 2 12月31日から1月2日まで
  - 3 館内整理日（毎月25日、土・日曜日の場合は除く）
 なお、ゴールデンウィーク（4月29日～5月6日）中の月曜日、お盆（8月13日～15日）中の月曜日は開館します。その他、館の運営上必要なときは、臨時に休館することがあります。
- 3階の給湯室を利用できます。ただし、必要な用具はお持ちください。
- ゴミについては主催者が責任をもって、必ずお持ち帰りください。

- 黎明館の駐車台数には限りがあります。多くの来場が見込まれる場合は、来場者へ公共交通機関利用の呼びかけをお願いします。また、駐車場内や敷地外の車両整理について、管理者から要請された場合、協力をお願いします。
- 障害者手帳提示者は、黎明館の入場料を免除しております。各利用団体におかれましても、御配慮をお願いします。

## 設備と用具

### 1 展示品の搬入・搬出

- ① 搬出入口 140 m<sup>2</sup> 10 t 以上の使用は事前に相談してください。
  - ② クレーン 2.8 t 東⇄西，南⇄北の2方向可動
  - ③ 専用エレベーター 3.0 t まで 間口，奥行，高さ各3 m
  - ④ 台車 数種
  - ⑤ 荷解梱包室 58 m<sup>2</sup> 梱包材等の置場
- ※ 搬入口シャッターを開放している間は、防災センター側扉を必ず閉めてください。  
 ※ トラックヤードの車両は、搬入・搬出が終了し次第、速やかに屋外駐車場に移動してください。

### 2 展示ケース・用具（利用については、事前に学芸課にご相談ください。）

#### ① スライディングウォール（可動壁）

展示室のガイドレールに沿って、自由に壁面構成ができます。

可動壁1枚のサイズ 高さ3.8m 幅1.3m

※ 可動壁を固定・解放するためのジャッキは、防災センターで貸し出しています。

※ 必ずジャッキで可動壁を上げてから移動してください。

第1特別展示室	第2特別展示室	第3特別展示室
82	98	57

#### ② ウォールケース

第2・第3特別展示室には、壁面に造り付けのケースがあります。

室名	高さ	奥行	幅
第2特別展示室	300cm	60cm	20m
	300cm	90cm	16m
第3特別展示室	300cm	90cm	20m

#### ③ 可動ケース

次の種類があります。

種類	幅	奥行	ケース内の高さ	台数	摘要
ハイケース	210cm	90cm	185cm	18台	前面ガラス
	90cm	90cm	150cm	4台	四面ガラス
ローケース	105cm	60cm	30cm	40台	二面ガラス
	75cm	75cm	60cm	2台	五面ガラス

※ 同時期に他団体も利用する場合は、調整が必要になることがあります。

#### ④ 展示ステージ

天板にゴムタイル（焦茶色）を貼った木製ステージで、次の種類があります。

種類	縦×横	高さ	耐荷重	台数
大	134cm 角	30cm	150kg	40台
中	67cm 角	30cm	150kg	90台
小	33.5cm 角	15cm	100kg	14台

⑤ ケース内展示台（ローケース：二面ガラス用）

天板にベージュ色のクロスを貼った木製ステージ。傾斜をつけることも可能です。

幅	奥行	高さ	台数
90 cm	45cm	6cm	50 台

⑥ スポットライト

天井からの吊り型で，ライティングレールに沿って移動が可能です。レールに差し込み，レバーを下げつつ可動方向に 90℃回転させて固定します。

第1特別展示室	第2特別展示室	第3特別展示室
120	100	50

※ 使用後はすべて天井に吊ってください。

⑦ 吊りワイヤー

主として額装品を吊るためのもので，ヒートンにかけて使用します。1本あたりの耐荷重は 70kg で，加工等は一切できません。

第1特別展示室	第2特別展示室	第3特別展示室
240	240	150

⑧ 高所作業台

スポットライトの取り付けなど，高所での作業に用いる作業台です。

第1特別展示室	第2・第3特別展示室
1台	1台

⑨ ロープスタンド

2階第3特別展示室ロビー左側にあります。

⑩ ポスター掲示板（可動式）

高さ 140 cm×幅 63-68 cm cm（有効表示面 85-88 cm×57 cm）

高さ 150 cm×幅 33 cm（有効表示面 87cm×28cm）

※ 両面テープの使用は避け，使用後はテープなどは剥がしてください。

### 3 利用にあたって

- 展示室の平面図は学芸課にありますので，必要な場合は御利用ください。
- 可動ケース，展示ステージ，ケース内展示台の利用を希望する場合は，事前に学芸課へ御相談ください。
- 展示室の壁面及びスライディングウォールは，画鋸，虫ピン，仮釘程度の使用が可能です。これら以外のものは，使用できません。
- 天井から作品を吊るすことはできません。
- やむを得ず床にコードカバー等のガムテープを貼った場合は，終了後は元の状態に復帰してください。
- 展示室入口のタイル壁面には，サインボード等を吊るためのフックが設置されています。壁面にガムテープ，両面テープ等を用いて貼り付けないでください。また，展示室外の構造体に，直接貼り物等をすることはできません。
- スライディングウォール以外に仮設の壁面を作る場合は，組立式などにして現場での作業を最小限にしてください。
- 設備・用具を破損した場合は，ただちに学芸課へ連絡してください。
- 使用後はすべて元の場所，状態に戻してください。